令和７年度地域密着型サービス事業者等指導監査実施方針

１　基本方針

　　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）は、平成１２年の施行から幾度に渡り、介護サービス事業者（以下「介護保険施設等」という。）に係る各種の基準や介護報酬改定等の改正が行われている。

　　平成２１年度からは、介護保険施設等について法令遵守の義務の履行を確保等するための業務管理体制の整備が義務化されたほか、いわゆる地方主権改革による平成２３年の法改正を踏まえながら、「由利本荘市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「由利本荘市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」、「由利本荘市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」、「由利本荘市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を制定したところである。

　　介護報酬については、令和６年４月及び一部サービスについては同年６月から、介護現場の処遇改善を着実に進展させるため、サービス毎の状況の違いを踏まえた改訂を行い、全体で１．５９％引き上げられた。また、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な地域包括ケアシステムの深化・推進、他職種連携やデータ活用の推進による自立支援・重度化防止への対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保が基本的な視点として掲げられた。

一方、全国的には介護保険施設における深刻な虐待が依然として増加傾向にあることから、利用者に対する人権侵害を防止し、介護保険制度への信頼を確保するため、情報の早期収集、対応の迅速化等が求められている。

また、近年の局地的な豪雨等により介護保険施設等においても甚大な被害が発生することが予想され、介護施設職員には利用者の安全確保等の災害に備えた十分な対策を講じるための知識とスキルが求められている。その他、実効性のある防災体制の整備、他施設との協力連携体制の構築の重要性も指摘されている。

　　こうした状況を踏まえ、事業者指導においては、「第９期由利本荘市高齢者保健福祉計画」の重点施策として掲げられている「地域の実情に合わせた介護サービスの充実」にも則り、介護給付等対象サービスの利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、法、条例、由利本荘市地域密着型サービス事業者等指導要綱（以下「指導要綱」という。）その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、高齢者虐待防止等への取組がされているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、適正な介護報酬の請求や会計処理がなされているか、自然災害の被害防止に努めているか等に主眼をおいて実施するものとする。

　　また、監査については、法や条例、その他の法令等の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかな場合には、法、由利本荘市地域密着型サービス事業者等監査要綱（以下「監査要綱」という。）その他の法令等の規定に基づき、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼をおいて実施し、基準違反等に対しては、厳正に対応するものとする。

２　指導内容等

　（１）集団指導

　　　①　実施目的

　　　　　基本方針及び指導要綱に基づき、人員、設備及び運営に関する基準に関する条例や規則、介護報酬算定に関する告示等の理解を深め、不適正な運営や介護報酬の過誤・不正請求等を防止することを目的とする。

　　　②　実施時期

　　　　　年度内に１回以上行うものとする。

　　　③　実施対象

　　　　　指導要綱及び由利本荘市地域密着型サービス事業所等指導要領（以下「指導要領」という。）に従い、選定するものとする。

　　　④　実施通知

指導要綱及び指導要領に従い通知する。

⑤　実施主体

　　　　　市が行うものとする。

　　　⑥　指導内容

　　　　　次の事項から選択して適宜行うものとする。

　　　　　　ア　介護保険制度の動向等について

　　　　　　イ　地域密着型サービス事業者等指導監査実施方針について

　　　　　　ウ　人員、設備及び運営に関する基準条例等について

　　　　　　エ　介護報酬の算定及び請求等について

　　　　　　オ　運営指導及び監査の状況について

　（２）運営指導

　　　①　実施目的

　　　　　基本方針及び指導要綱に基づき、介護保険施設等における人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の遵守、介護報酬の適正な算定及び請求、サービスの利用者、入居者及び入所者に対する適切な処遇、非常災害及び感染対策の状況等について、実地等にて確認のうえ健全な事業者育成のための支援、指導を行うことを目的とする。

　　　②　実施時期

　　　　　原則として、令和７年７月から令和８年２月までに行うものとする。ただし、介護保険施設等の事情等により、この期間に実施できない場合は、年度内に行なうものとする。

　　　③　実施対象

　　　　　指導要綱及び指導要領に従い、選定するものとする。

　　　④　実施通知

　　　　　指導要綱及び指導要領に従い通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待等が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は通知期間の短縮または当日通知できることとする。

　　　⑤　指導体制

　　　　　指導要領の規定を基本とするものとする。

　　　⑥　重点指導項目

　　　　　次の事項を重点に指導を行うものとする。（ケ以下については、訪問系サービス事業所及び居宅介護・介護予防支援事業所は除く。）

　　　　　　ア　人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

　　　　　　イ　設備基準に定める設備、備品等を備えているか。

　　　　　　ウ　サービス計画が作成され、同計画に基づくサービス提供が行われているか。また、計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

　　　　　　エ　サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

　　　　　　オ　運営基準に適合した重要事項説明書（運営規程等重要事項を記した文書）を交付しているか。

　　　　　　カ　サービスを提供した場合の記録が整備されているか。サービス提供状況について、事業所内で確認が適正に行われているか。

　　　　　　キ　苦情、事故が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、事故の発生については、「介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領」に基づき、関係機関に報告がされているか。

　　　　　　ク　介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬の請求を行っているか。

　　　　　　ケ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）に基づく虐待の抑止及び身体拘束の廃止に向けた取組が行われているか。

　　　　　　コ　非常災害時の対応について、各介護保険施設等に起こりうる災害に対応する具体的な防災計画を作成するとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練（夜間や停電時を想定したものを含む。）の実施や非常用発電機の整備（燃料の貯蔵を含む。）等の対策が取られているか。

　　　　　　サ　感染症及び食中毒に対する介護保険施設等の集団性及び入所者等の特質性のリスクを踏まえ、感染防止を実践する組織的な体制を整備しているか。また、感染症等発生時には、感染拡大防止のための適切な対応を実施しているか。

特に、介護保険施設等が作成する感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針にその予防策や発生時の対応を明記するとともに、当該指針に基づく委員会及び研修、並びに感染症の発生を想定した訓練を実施しているか。

　　　⑦　指導方法

　　　　　「介護保険施設等実地指導マニュアル」及び長寿生きがい課が作成する確認調書により行うものとする。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮した上で、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

⑧　新型コロナウイルス感染症への配慮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、施設等に立ち入る際には、必要な感染防止対策を講じるものとする。また、同感染症の発生状況に応じて、最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導についてオンライン等を活用し、施設等での実地による指導の時間を短縮するほか、指導スケジュールの変更・延期・中止を柔軟に行うこととする。

３　監査内容等

　（１）監査方法等

　　　　監査については、監査要綱及び「由利本荘市地域密着型サービス事業者等監査要領」に基づき行うものとする。

４　業務管理体制の監督等

　　介護保険施設等に係る業務管理体制の確認検査については、「由利本荘市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」及び「由利本荘市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領」に基づき行なうものとする。

５　関係団体等との連携

　　指導及び監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、事業者に関する情報提供等、介護給付の適正化及び業務管理体制確認検査について、事業者指導の立場から、厚生労働省、秋田県及び秋田県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。